

SIEMENS製品契約書

UCA（ユニバーサルカスタマー契約）

2025年4月 第7版

デジタルプロセス株式会社

1. シーメンス製品の契約
 - ・売買契約と製品契約
 - ・製品契約構成
 - ・製品契約概要
2. シーメンス製品の使用权
 - ・XaaS製品
 - 権限を有する代理人の使用について（事業所外使用）
 - 子会社の使用について（グローバルライセンス）
 - ・NX X製品
3. 輸出規制（国外使用時の遵守事項）
4. 補足
 - ・ローナーライセンスとCOD
 - ・使用权と製品契約書
 - ・証憑

■ シーメンス製品の契約

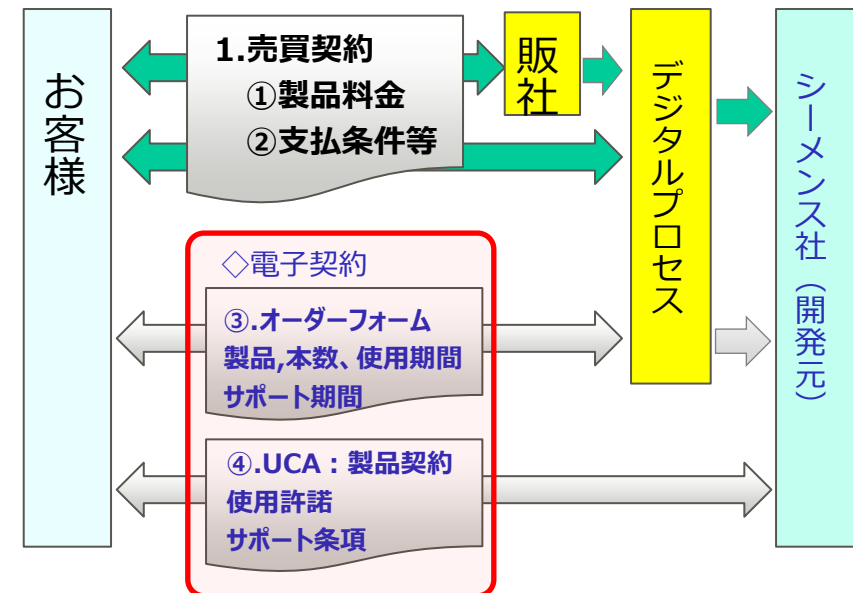
シーメンス製品の契約は、売買契約（お客様と弊社及び販売会社間による受発注書面）及び製品契約（お客様とシーメンスによる使用権許諾等）の契約が必要です。

1. 売買契約（ご注文書）

- ①お客様と販売会社にて契約
- ②製品料金及び支払条件等の取り決め

2. 製品契約（電子契約）

- ③オーダーフォーム
 - ・製品明細、本数、使用期間、サポート期間等製品契約書（UCA）へのリンク
- ④UCA：ユニバーサルカスタマー契約
 - ・使用権許諾、保守サービス条項、クラウドサービス条項等



■ シーメンス製品の契約



シーメンス社は、グローバルに於ける「ソフトウェア契約の標準化」、「契約のオンライン化」を目的とし、ソフトウェアの購入、サポートサービス更新時に電子契約を採用しています。

■ SIEMENS製品の製品契約

1) シーメンス製品契約

お客様の同意クリックあるいは電子署名による製品契約

① オーダーフォーム

製品の注文明細書

② XaaS製品、NX X製品向けの契約書

UCA (Universal Customer Agreement)

ソフトウェア/クラウドサービス使用許諾、サポートサービス等の条項

2) 代理店による UCA契約補足

③ 通知書

代理店販売時のUCA内容補足事項

④ サポートサービス仕様書

代理店によるサポートサービス内容

■ シーメンス製品契約構成

□ UCA及び補足条項

オーダーフォーム記載のUCAのリンクより参照され総則と各種条項で構成されます。

➤ UCA総則

- ・使用権許諾等の記載

➤ 補足条項

- ・一般保守サービス条項ソフトウェア&マシン保守サービスに関する内容記載
- ・データ保護条項
データ管理内容記載
- ・製品ライフサイクル管理補足条項
NX / TC / SE / Tecnomatix/NX X製品向け条項
- ・クラウドサービスSLA
- ・利用規定 (AUP)

本オーダーフォームの適用条件は、以下のウェブページに記載されます：

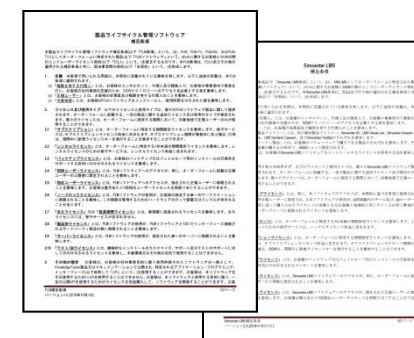
ユニバーサルカスタマー契約（「UCA」）
<https://www.siemens.com/sw-terms/uca>

次の英数字コードで識別される補足条項： PLM,
<https://www.siemens.com/sw-terms/supplements>

UCA（総則）



製品毎補足条項

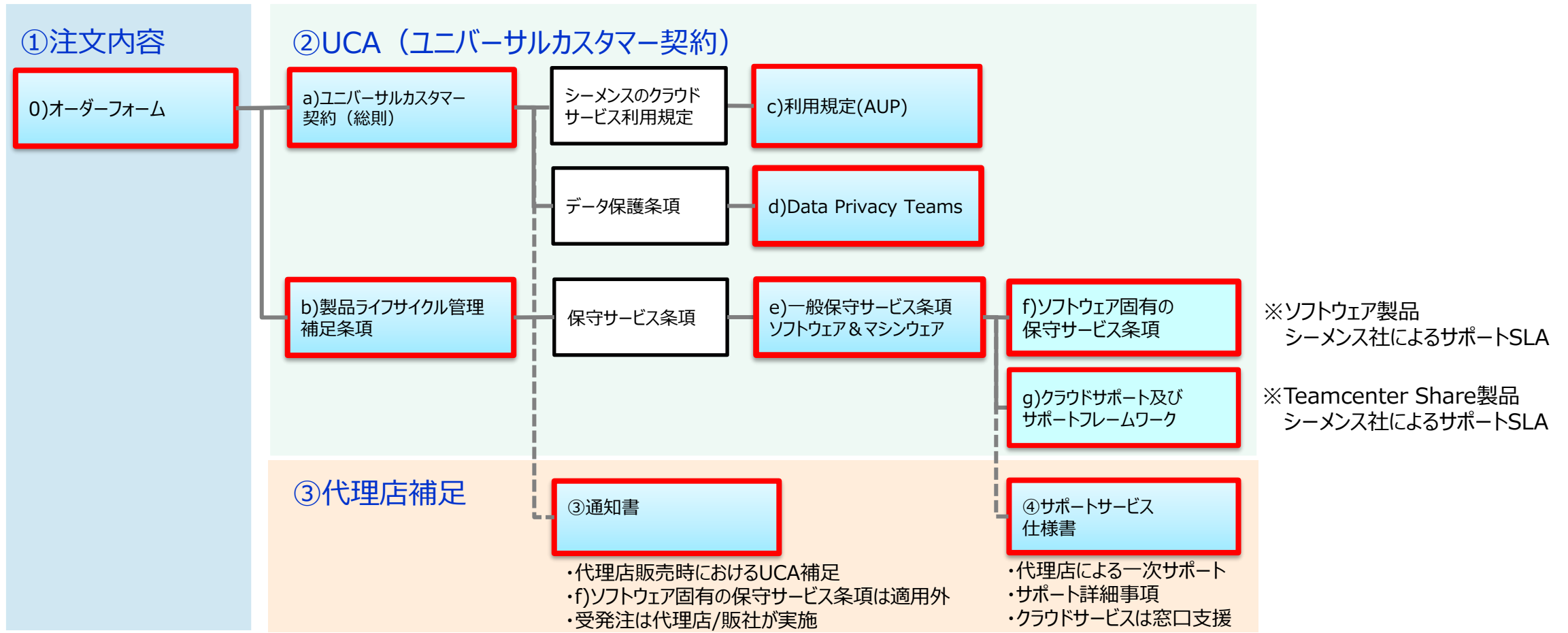


条項（保守、データ保護）



■ シーメンス製品契約構成

□ オーダーフォーム、UCA、サポートサービス仕様書



UCA掲載シーメンスWEB <https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/>



製品契約書概要



□ オーダーフォーム

ご注文の明細が記載されます

- ・お客様名、住所
 - ・製品名、本数、サブスクリプション期間or保守期間
 - ・補足条項
 - ・参照されるUCAのリンク
- UCA総則
- UCA製品毎の補足条項
- ・署名欄

お客様、リセラー名（一次代理店名）

※初回の購入時と更新時（サブスクリプション及び保守）に締結いただきます。

※お客様のご注文内容と記載事項のご確認をお願いします。

オーダーフォーム
No. 1371212

お客様サーバー設置場所:
DIGITAL PROCESS LTD.
Atsugi-Aida BLDG, 2-9-6, Naka-cho
Atsugi-shi, Kanagawa-ken 243-0018

日付: February 14, 2022

サブスクリプション更新

製品型番	名前/説明	本数
NX13430	NX Total Machining XaaS ライセンス形態: Concurrent Simultaneous User (Floating), ライセンス種類: Subscription, Hybrid SaaS, Billing Plan: Annual, Subscription Start Date: March 25, 2022, サブスクリプション終了日: March 24, 2025, 補足条項: PLM-NX, Accelerator Share: 10 正座ユーザー 10 GBのストレージ	2
NX30436	NX Turbomachinery Milling Add-on XaaS ライセンス形態: Concurrent Simultaneous User (Floating), ライセンス種類: Subscription, Hybrid SaaS, Billing Plan: Annual, Subscription Start Date: March 25,	1

補足条項:
Xcelerator Shareクラウドサービスは、お客様が追加のエンタイトルメントを購入していない限り、コラボレーションプロジェクト毎に10人の正座ユーザー（ゲストユーザーを含む）が制限されます。上記のXcelerator Shareのストレージ容量は、Xcelerator Shareクラウドサービスを含むお客様の実行サブスクリプションのうち、同じテナントに割り当てられている全てのサブスクリプションにおいて使用可能な500GBのフローティングストレージの追加部分です。上記の正座ユーザー数及びXcelerator Shareのストレージは、数量ベースでは記載されていません。
ゲストユーザーを除く、Xcelerator Shareクラウドサービスのすべての正座ユーザーは、Xcelerator Academyポータル内の「Getting Started with Xcelerator Academy」(LAAS49000) オンデマンドトレーニングに対するアクセス権が付与されるものとします。
従当事務者は、上記に記載する対象ソフトウェア及び又は保守サービスが下記に記載するお客様への納入を目的として、下記に記載するSISWのリセラーより受注されることを確認します。
受け渡し:
本ソフトウェアは、本書面に特記しない限り、SISWによりお客様がソフトウェアを使用可能となった日より開始します。
SISWは自己の数量により、オーダーフォームを承認又は拒否する権利を留保します。SISWが本ソフトウェアについてのオーダーフォームを承認した場合、SISWが指定するウェブサイトで電子的ダウンロードの方法で、お客様による本ソフトウェアを利用可能にした時点で、オーダーフォームに記載されたソフトウェアの納入が完了したものとします。
お客様の使用のために又は本ソフトウェアの一部の要素を電子的ダウンロードすることができない場合、SISWはメディアによる納入の選択権を有します。本ソフトウェアは、仕向地特約（開版後）条件（DAP - Incoterms 2020）で納入されるものとします。
効力:
お客様に提供した、ソフトウェア及び/又は保守サービスは、お客様とSISWとの間で締結されたライセンス及び保守サービス契約の条件に従うものとします。
本条項は、有効期間が定められている場合は、当該有効期間とし、記載のない場合は、作成日より30日間有効とします。
当該有効期間を延長する場合は、両当事者間で書面及び署名をもって確認されるものとします。お客様は、保守サービスの更新が、本書面、両当事者の取引過程、又は、自動更新日についての保守サービス条項に基づき発行された保守サービス請求書の支払いをもって、承認したものとみなされることを確認します。
サブスクリプションライセンス:
製品型番 SE450F, SE451F, SE454F, TC1D0TC, において、「サブスクリプション」ライセンスとは本件オーダーフォームにおいて相互に合意を得た、使用期間が一定期間に限定されるライセンスを意味します。サブスクリプションライセンスは相互の合意によって、初期のサブスクリプション期間の満了後、設定された期間の追加のリニューアルを行うことが可能ですが、いかなる場合でも、サブスクリプションライセンスは自動的に更新されるものではありません。更新期間またはリニューアル期間の満了後、サブスクリプションライセンスは終了し、お客様はそれ以降の当該サブスクリプションライセンスの使用を停止しなければなりません。サブスクリプションライセンスの保守サービスはサブスクリプションライセンスと共に提供されます。サブスクリプションライセンス料は固定料金となり、このオーダーフォームで両当事者により定められた通りに請求書が発行されます。サブスクリプション期間が複数の場合、ソフトウェアの著作権者はサブスクリプション期間において、定期的に発行される新しいライセンスキーを要求する権利を保持するものとします。
2019年4月1日以降、SISWは、LMS VirtualLab センズの全てのライセンスタイプ（PLC, ALC, YLC, OTE）における販売を致しません。また、2019年4月1日付で、全ての現在の LMS VirtualLabソフトウェアライセンスに関する保守サービスを提供します。現在の LMS VirtualLabソフトウェアライセンスを使用する権利は当該ライセンス期間満了まで継続します。
本オーダーフォームの適用条件は、以下のウェブページに記載されます:
ユニバーサルカスタマー契約 (「UCA」)
<https://www.siemens.com/asia/industrial>
次の英数字コードで識別される補足条項: PLM, PLM-NX, SIM-LMS, PLM-TC, PLM-TCO
<https://www.siemens.com/asia/terms/supplements>
お客様: XXXXX Co., Ltd. リセラー: Digital Process Ltd
バージョン: 0012910342



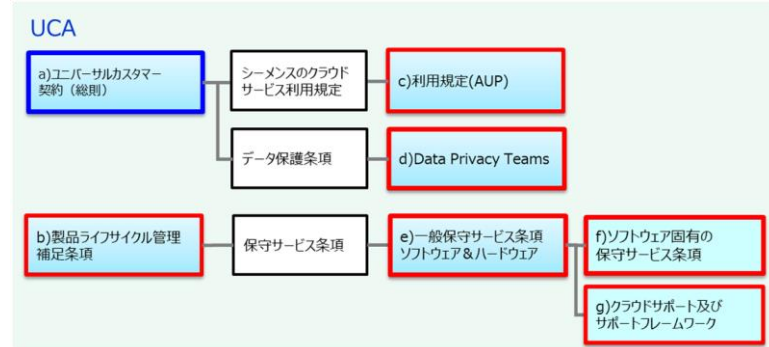
製品契約書概要(a)



□ ユニバーサルカスタマー契約（総則：UCA）

お客様－シーメンス社間による製品契約書

- ・ソフトウェアとクラウドサービスに適用される契約書
- ・補足条項との差異は補足条項が優先されます。
- ・以下の13条項で構成



- 条項 1. 優先順位と定義 ※利用規約へのリンク
- 条項 2. オーダー（受発注、支払い）
- 条項 3. 提供物の使用（使用权、ユーザ）
- 条項 4. ソフトウェアに関する追加条項
- 条項 5. クラウドサービスに関する追加条項
- 条項 6. データ ※データ保護条項リンク
- 条項 7. 保証及び保証内容の否認
- 条項 8. 責任の制限
- 条項 9. 知財請求に対する補償
- 条項10. 更新・停止・終了
- 条項11. 輸出管理と制裁の遵守
- 条項12. 機密性
- 条項13. 一般条項

ユニバーサルカスタマー契約

シーメンスデジタルインダストリーソフトウェア

SIEMENS

本ユニバーサルカスタマー契約（以下「UCA」という。）及び適用される補足条項（以下総称して「本契約」という。）は、オーダーに記されたシーメンスの法人（以下「シーメンス」又は「SIS」という。）と本契約に同意されたお客様（以下「お客様」という。）との間で締結されます。本契約は、自署署名もしくは電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意することができます。電子システムでは、お客様はボタンをクリックして本契約に同意することを求められます。ボタンをクリックするか、又は提供物を使用することで、お客様は本契約を読み、理解し、同意したことを表明します。お客様が本契約に同意しない場合、お客様は提供物を使用することはできず、提供物をインストール又は使用する前に、提供物をシーメンス又はその正規パートナーに返却する必要があります。

- 優先順位と定義
- 基本規定
- 定義

「AUP」とは、<https://www.siemens.com/jpn/terms/aup>に掲載されているシーメンスの利用規定を意味し、参照により本契約に組み込まれています。

「クラウドサービス」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースのAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）を意味します。これには、*software-as-a-service*、*platform-as-a-service*、クラウドホスティングサービス、オンライントレーニングサービスが含まれますが、これらに限定されず、単独もしくはソフトウェアと組み合わせて提供されます。クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツが含まれます。

「コンテンツ」とは、データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル、ソフトウェアを意味します。

「お客様のコンテンツ」とは、お客様又はユーザーがクラウドサービスに入力したコンテンツ、及び当該コンテンツに基づいてお客様又はユーザーが当該クラウドサービスを使用して生成した出力を意味します。但し、第三者のコンテンツや、シーメンス又はその関連会社もしくはそれらのライセンサーが所有又は管理し、クラウドサービスを通じて若しくはクラウドサービス内でのシーメンス又はその関連会社が提供することを他のコンテンツとは異なります。

「ドキュメンテーション」とは、シーメンスが該当する提供物とにも提供する印刷形式、オンライン形式、又はヘルプ機能の一部として提供される使用説明書、学習資料、技術文書、機能文書、API情報を意味します。これらはシーメンスによって随時更新される場合があります。

「エンタイトルメント」とは、いずれの提供物においても、該当するオーダー又は補足条項に記載されている当該提供物のライセンスタイプ、使用タイプ、制限、数量、その他の限定値、又は当該提供物の使用が許可される条件を意味します。これは、当該提供物の使用を許可するユーザー名やそのカテゴリ、許可される地理的領域、利用可能なストレージスペース、計算能力、その他の属性や権限に関する制限や制約が含まれますが、これらに限定されません。

「ハードウェア」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するハードウェア機器、デバイス、アクセサリ、部品、及びこれらに組み込まれたファームウェアを意味します。

「提供物」とは、シーメンスが提供し、オーダーに記載されている個々の提供物を意味します。クラウドサービス、ソフトウェア、ハードウェア、プロフェッショナルサービス、又はこれらの組み合わせ、及び関連するドキュメンテーションで構成されます。

「オーダー」とは、本契約の条件を組み込み、お客様が注文した提供物と関連料金を記載し、(a)お客様が自署名、電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意し、及び(b)シーメンスによって承認された、オーダーフォーム（Order form）、作業指図書(DW)、Licensed Software Designation Agreement (LSDA)、又は同様の法文書を意味します。

「プロフェッショナルサービス」とは、本契約に基づきシーメンス又はその代理人が提供する、オーダーに基づく、トレーニング、コンサルティング、エンジニアリング又はその他のプロフェッショナルサービスを意味します。但し、クラウドサービスとは異なります。

「シーメンス 社」とは、あらゆる提供物又は提供物の基盤となる技術ソリューション、及びそれらの改良、改修、保守物に関与する若しくはこれらの提供物又は納入に使用されるあらゆる特許、著作権、企業秘密、その他の知的財産権を意味します。

「ソフトウェア」とは、本契約に基づきシーメンスがお客様にライセンスを付与してダウンロードを可能にした若しくはインストールできるように提供したソフトウェアを意味します。これには、アプリケーション、設計データ、その他の形式のコード、関連するソフトウェアベースのAPI、スクリプト、ツールキット、ライブラリ、参照コード又はサンプルコード、及び同様の資料が含まれます。

「サブスクリプション期間」とは、オーダーに記載されている、お客様が提供物を利用できる期間を意味します。更新された場合は、新しいサブスクリプション期間が適用されます。

「補足条項」とは、本契約に添付されているか、オーダーに記載又は参照されている、特定の提供物に適用される追加の条件を意味します。

「第三者のコンテンツ」とは、第三者が所有又は管理するコンテンツ、アプリケーション、及びサービスで、クラウドサービスを通じて若しくはクラウドサービスに関連してお客様に提供されるものを意味します。

「ユーザー」とは、本契約に基づき提供物にアクセスする個人又は事業体を意味します。当該アクセスがお客様により供



製品契約書概要(b)

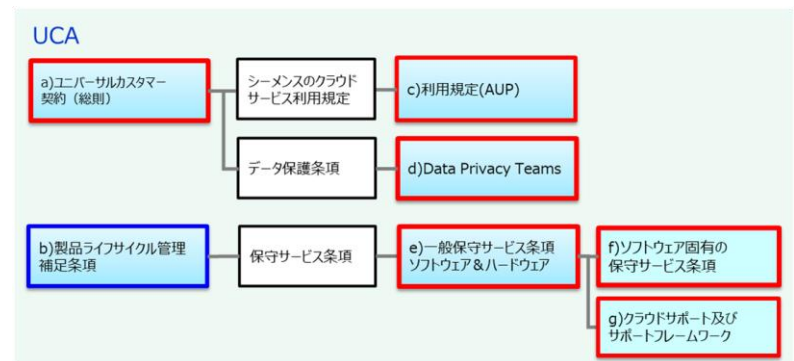


製品ライフサイクル管理補足条項

ライセンスおよび製品使用に関する補足条項

※製品毎の補足条項となります

- ・NX、SE、TC、Tecnomia : 「製品ライフサイクル管理補足条項」
- ・Simcenter : 「Simcenter補足条項」



補足条項抜粋

- ・定義 : 使用者、使用場所等
 - ・ライセンスタイプ : 永久、サブス等の定義
 - ・Token : Token使用条件
 - ・ホスティング : シーメンス承認にて対応
 - ・API使用 : カスタマイズPGの利用条件
 - ・保守サービス : 一般保守サービス条項へのリンク
 - ・XaaSの条件 : クラウドサービス使用条件
- シーメンスサポートSLAへのリンク

製品ライフサイクル管理補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本製品ライフサイクル管理補足条項(以下「**本PLM条項**」)は、お客様に「PLM」、「PLM-TC」、「PLM-XC」、又は「PLM-TCO」の長数字コードが指定された提供物及び製品(以下「**PLM 提供物**」)にのみ適用され、お客様とSOWの間のユニバーサルカスタマー契約(以下「UCA」という)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という)を修正するものです。本PLM条項は、適用するUCA又はEULA及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」)を形成するものとします。

- 定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本PLM条項に適用されます。
「**提供物を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でPLMソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人を意味します。
「**PLMソフトウェア**」とは、PLM提供物に含まれるソフトウェアを意味します。
「**サイト**」とは、正規ユーザーによるPLMソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。
「**対象地域**」とは、お客様によるPLMソフトウェアのインストール及び使用が許可されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域となります。
- ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、PLMソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、特定のPLMソフトウェアに関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の区別により使用許諾されているSOWソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
- バックアップ** ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェールオーバーインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。
- フローティングライセンス又は「同時ユーザー」** ライセンスとは、PLMソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得されたPLMソフトウェアライセンスの正確なユーザー数に制限されることを意味します。
- 匿名ユーザー** ライセンスとは、PLMソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な1人の匿名ユーザーだけに制限されるライセンスのことを意味します。匿名ユーザーが匿名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、毎月1回を上限として、匿名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。
- ノードロック** ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又はデジタルが含まれる場合があります。ハードウェアのロック装置又はデジタルは、複製ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移動することができます。
- 製品版** ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、PLMソフトウェアと1対1でインテグレーションされるサードパーティ製品に制限されることを意味します。
- サーバー側** ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
- 永久** ライセンス又は「**永久**」ライセンスとは、有効期限が設定されていないPLMソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれません。
- レンタル** ライセンスとは、オーダーに指定される1年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。
- サブスクリプション** ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SOWは、期間中に複数ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- テスト/QA** ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
- Tokenの使用条件**

PLM補足条項
バージョン 1.0 (2021年7月1日)



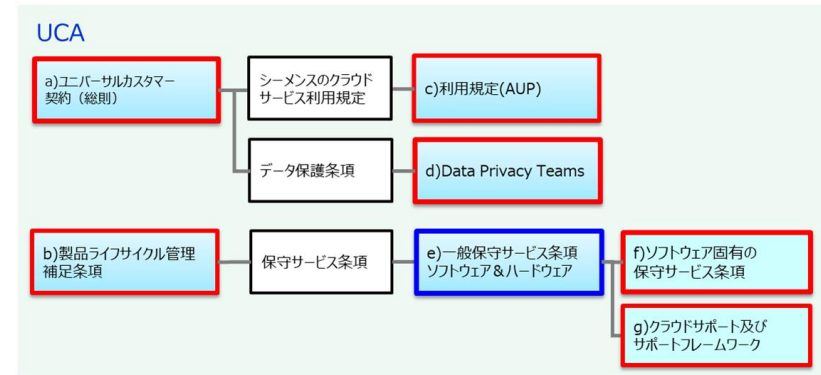
製品契約書概要(e)



□ 一般保守サービス条項 ソフトウェア&ハードウェア

保守サービス条項

- ・基本サービス : ソフトウェアのアップデート
エラー修正、技術サポート
- ・技術サポート : 代理店購入製品は代理店が
1次サポートを実施
- ・保守バージョン : 最新のメジャーリリースと直前のポイント
リリースを保守
- ・保守期間 : オータフォームに記載された期間



一般保守サービス条項
ソフトウェア及びハードウェア
Siemens Digital Industries Software

Siemens Industry Software Inc.又はその Siemens 関連会社(以下「SIOW」という。)とお客様は相互に承認済みエンドユーザーライセンス契約(以下「**本契約**」)を締結しました。本契約に基づくソフトウェア及びハードウェアの保守サービスには、本一般保守サービス条項(以下「**一般保守条項**」)という。)及び該当のソフトウェア及びハードウェア固有の保守条項(https://www.siemens.com/jap/technicalsupport)が適用されます。該当するソフトウェア及びハードウェア固有の保守条項は、該当するソフトウェア又はハードウェア固有の保守条項に指定された同じ英数字コードによって識別されます。正誤がある場合、製品固有の保守条項が本一般保守条項よりも優先されます。SIOW はすべての保守サービス条項を随時変更することができます。但し、すべての変更は、スタンダードなものであるかサブスクリプションの一部としてであることを問わず、お客様の保守サービスの更新時にのみ有効とし、お客様の明示的な同意がない限り、後行の保守サービス条項期間中に変更が効力を生じることはありません。本条項で用いられる用語は、本契約の随所で定義されている意味を有します。

- 基本保守サービス** 保守サービスは(a)ソフトウェアのアップデート、(b)エラー修正(以下に定義のとおり)、及び(c)技術サポートで構成されます。本ソフトウェアライセンスは、保守サービスが含まれません。その保守サービスは、別途購入する必要があります。保守サービスは本契約に基づき、SIOW が一般的にどのサービスも顧客ベースに提供する範囲で利用できます。ソフトウェア及びハードウェアが無償で提供される製品、又はオーダーで製造中止、廃止、旧式若しくはレガシーとして指定された製品は、エンドユーザー保守サービス又は延長保守サービスへの普及などにより、オーダーに制限の範囲で明記されている場合を除き、保守サービスの対象外となります。
- 追加及びオプションの保守サービス** 一定の製品については、リモートサービス、エージェンツベースの診断サービス又はリモート監視、オンサイトサービス、前バージョンのサポート、サポート時間の延長などの、サポートレベルの向上とオプションサービスを組み、適用されるソフトウェア及びハードウェア固有の保守サービス条項で指定する追加サポートレベル及びサービスを購入して利用することができます。
- 保守期間、更新** お客様は、保守サービスがライセンス料に含まれている場合を除き、当初の年間保守期間又はオーダーフェーズに指定するその他の期間における保守サービスをSIOW から購入することができます。その後、いずれかの当事者がその時に有効な期間満了の 30 日前までに書面にて通知することで、期間を更新しないことを選択しない限り、購入した保守サービスは引き続き前の期間と同じ期間において自動更新されます。その保守サービスは、いずれかの当事者が現行期間満了の 30 日前までに書面による通知をせずに終了しない限り、さらに 1 年間自動的に更新されます。お客様が追加的なソフトウェアライセンス又はハードウェアを購入する場合、SIOW は現在の保守期間と最新システムに合わせた毎年シフト期間を適用し、年間料金を比例配分することができます。
- ソフトウェアの新規リリース** ソフトウェアの新規バージョンは、一般的にエラー修正で構成されるポイントリリース(以下「**ポイントリリース**」)と、又は定期的な新機能を含むソフトウェアの新機能バージョンであるメジャーリリース(以下「**メジャーリリース**」)という。)のいずれかになります。保守サービスの一環として、お客様は一般的に SIOW のお客様にリリースされる新しいポイントリリース又はメジャーリリースを受けられます。この権利は、SIOW が単一のお客様向けのカスタマイズ製品として開発する、又は SIOW が顧客の製品として開発及びサービスするソフトウェアのリリース、セグメント、オプション、将来の製品、又は機能若しくはパフォーマンスのアップグレードには適用されません。お客様は新規バージョンのインストールと実装及び必要なデータ変換について責任を負います。お客様は、お客様が所有する機器と、SIOW が提供するソフトウェア又はハードウェアとの互換性及び構成について責任を負い、サポートを受けるために追加的な保守サービスパッケージ又は別途のオプションサービスを購入することができます。
- ソフトウェアの最終バージョンの保守** ポイントリリース又はメジャーリリースの時点で、SIOW は最新バージョン及びメジャーリリース直前の最終のポイントリリースを保守します。前のメジャーリリースに対するアップグレードでエラーが修正されている場合、SIOW はお客様に対し、最新のバージョン又は回復版を提供する代わりに、ユーザー修正を含むポイントリリースにアップグレードすることを要求することがあります。

一般保守サービス条項
バージョン 1.4 (2021 年 7 月 1 日)

1/4ページ



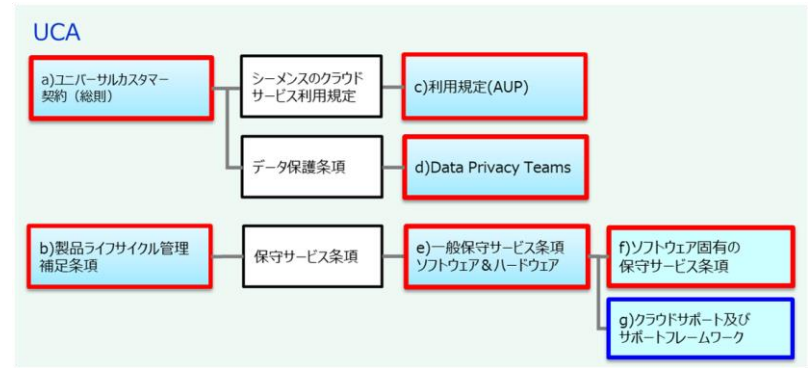
製品契約書概要(g)



□ クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク【Cloud SLA】

SIEMENS製品のクラウドサービスに適用される契約

- ・シーメンスによるサポートサービスSLA
- ・サービスレベル3種類（スタンダード、シルバー、ゴールド）
※通常契約はスタンダードが適用
シルバー、ゴールドは別途有償契約必要
- ・テクニカルサポート
※英語にて提供
シーメンス裁量により日本語も可能
- ・サポート時間 サービスレベルによって異なる
- ・顧客はサポートに関する技術責任者を選定
※クラウドサービスに関するトレーニングが必要
※クラウドサービス：Teamcenter Share、SaaS製品



クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク **SIEMENS**

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク（以下「Cloud SLA」という。）は、お客様とシーメンスの間で合意された、適用される規定事項又はオーダーに記載されているクラウドサービスのみに適用されます。本 Cloud SLA は、協約及びその他の適用される規定事項と共に、両当事者の間の「本契約」という、1) を形成します。

- サポート及びサービスレベル**
シーメンスはサポート及びサービスレベルを、スタンダード、シルバー、ゴールドの3つの階層で提供しています。本 Cloud SLA で詳細に記載されているとおり、各階層では以下の事項に関して契約の利益をお客様に提供しています。各サポート時間と応答時間、(a) 使用可能な、(b) クラウドサービスのアップタイムを維持するためのサポート時間、適用される階層は、オーダー時に決定されます。尚、シーメンスが一般に提供可能なクラウドサービス以外のサービスで階層が設定されている場合は、サポートレベル及びサービスレベルはスタンダード階層の内容に基づき提供されます。クラウドサービスの機能によっては、シルバー及びゴールドの階層をご利用いただけない場合があります。
- サポートとサポート**
シーメンスは、クラウドサービスのサポートに関するお客様の主要な連絡先となります。サポートとサポートは、英語で提供されますが、シーメンスの裁量により他の言語での対応も可能です。
- 2.1 階層/週1日最初のオンラインサポート** お客様はいつでも、サポートケースタスク（「インシデントタスク」と呼ばれることもあります。）の作成、管理、レビューを行うことができます。また、クラウドサービスに組み込まれたサポートセンターを管理する、https://support.siemens.com からサポートセンターにアクセスして、シーメンスサポートセンターポータル（以下「サポートセンター」という。）を表示して、最新のお客様に関するインシデントの状況を確認することができます。お客様は、特定のクラウドサービスがサポートの階層に関する必要情報をサポートセンターで確認することができます。サポートケースはサポートセンターで更新されます。
- 2.2 階層サポート時間** お客様は、サポートセンターに記載されているとおり、該当するクラウドサービスをサポートするサポートセンターまたは、お客様が住まいの地域のヘルプデスクのいずれかに連絡して、電話によるサポートを受けることができます。サポートセンターで階層が決定されている限り、お客様が住まいの階層でサポートを受けることができます。サポートセンターは、24時間365日稼働する（「24時間365日稼働」）と表示されています。お客様は、クラウドサービスのサポートタスクの追加、更新、削除の可能性がある。タスクの優先度の確認、コミュニティフォーラムでの情報交換、クラウドサービスのトレーニングおよびその他の階層へのアクセスを行うことができます。シーメンスによる合理的な変更があった場合、お客様はシーメンスに、3ヶ月以内にメールまたは電話によるサポートの更新を依頼することができます。

階層サポート時間

スタンダード	シルバー	ゴールド
週 5 日 9 時 - 17 時 EST, CET, IST*	週 5 日 12 時 - 18 時 EST, CET, IST*	週 7 日 24 時間

* IST: 米国東部標準時間, CET: 中央ヨーロッパ時間, IST: インド標準時間

- 2.3 技術連絡先** シーメンスはお客様に対し、サポートに関する技術連絡先として 1 人又は複数の従業員を指名することを要求することができます。当該従業員は適用されるクラウドサービスに関するトレーニングを受け、サポート依頼及び受入の主要連絡先となります。
- 2.4 お客様の応答レベル**
シーメンスの技術サポートスタッフは、以下に別段の記載がない限り、標準サポート時間内に商業上合理的な努力を払い、以下に定める範囲内にサポートケースのタスクの分類に応じて、先着順にサポートケースのタスクに対応します。サポートケースは、優先度及び緊急度に基づいて分類されます。お客様は、各サポートケースを以下に定める優先度とタスクに応じて最速に分類するものとします。未分類のサポートケースは「中」とみなされます。優先度の最終的な分類は、シーメンスの裁量により決定されます。

優先度	サポートセンターの応答	説明	スタンダード	シルバー	ゴールド
重大/緊急	クラウドサービス全体	クラウドサービスが完全に停止	2 時間	2 時間	1 時間

クラウドサービスが SLA ページに 2023 年 7 月 1 日

■ シーメンス製品の著作権

□ 著作権許諾

シーメンス製品の著作権はソフトウェアとクラウドサービスに対して許諾されます。

① ソフトウェア

・オンプレミス製品（NX, TC, SE, Simcenter等）

◇UCA総則 第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条、第2条

・NX X製品（グローバルライセンス）

◇UCA総則 第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条

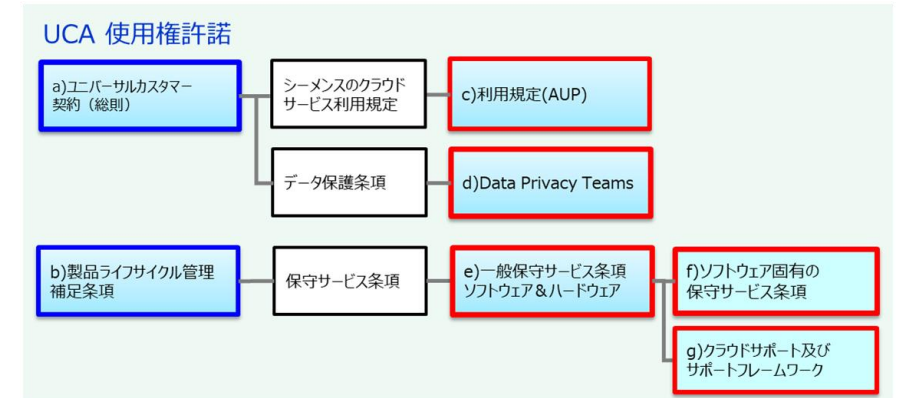
② クラウドサービス

・クラウド上で提供されるサービス（Teamcenter Share）

◇UCA総則 第1.2条、第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条、第2条、第8.1条

◇UCA総則 第1.2条 抜粋

「クラウドサービス」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースの API（アプリケーションプログラミングインターフェース）を意味します。これには、software-as-a-service、platform-as-a-service クラウドホスティングサービス、オンライントレーニングサービスが含まれますが、これらに限定されず、単独若しくはソフトウェアと組み合わせて提供されます。クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツは含まれません。



■ シーメンス製品 使用権(XaaS製品)



□ ソフトウェア、クラウドサービス 使用権

シーメンス製品使用権		ソフトウェア NX,TC,SE,Simcenter等	クラウドサービス Teamcenter Share
提供形態		XaaS製品 (サブス)	
使用地域		日本国内	
使用場所		事業所内	事業所外
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○
	②権限を有する代理人	○	△※1
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	×	△※2
	④その他ゲスト	×	×
		お客様がアクセス権を付与すること で正規ユーザとして使用可能	

△※1：シーメンス社ガイドラインの遵守にて可能

△※2：グローバルライセンス対応にて可能

UCA抜粋

◇UCA総則 第3.1条 提供物の使用権

・シーメンスは、提供物に含まれる ソフトウェア及びドキュメンテーションの非独占的、譲渡不能な且つサブライセンス不可能な限定的な権利をお客様に付与します。

◇製品ライフサイクル管理補足条項 第1条 定義

- ・「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でPLM ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
- ・「正規ユーザー」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。複数の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。※複数の対象地域：別途グローバルライセンスの契約が必要となります。

◇製品ライフサイクル管理補足条項 第2条 ライセンス及び使用タイプ

・個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域（日本国内）で正規ユーザーのみが使用することができます。

◇製品ライフサイクル管理補足条項 第8.1条 エンタイトルメント (Teamcenter Share)

- ・クラウドサービスの使用は、輸出規定の遵守を条件にオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用可能。
- ・お客様は社内業務を支援する目的で、ゲストにクラウドサービスのアクセス権の設定ができる。
- ・ゲスト（クライアント、サプライヤ、ビジネスパートナー、等）は正規ユーザーとみなされる。
- ・お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。

■ シーメンス製品 権限を有する代理人の使用



□ ※1：ソフトウェア製品 権限を有する代理人の事業所外使用について

従来、権限を有する代理人のお客様事業所外使用（リモートアクセス）についてはシーメンス社のガイドラインを遵守することで可能です。

シーメンス社 リモートアクセスガイドライン（2025年2月）

- ①お客様会社の従業員＝正社員（雇用契約下にある狭義の従業員）であれば、正規ライセンスをお客様会社で購入していることを前提に、「会社貸与PC、会社管理ネットワーク、お客様社内業務目的以外の使用目的、使用態様でない」を確認の上、お客様就業規則に依拠することをもってリモートアクセス可能とみなす。
- ②お客様とは別法人に所属する「権限を有する代理人」（お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でソフトウェアにアクセスする個人／各STに定義あり）の場合は、原則、契約定義の通り、オンサイト業務前提のため、リモートアクセスは許可されないが、上記①（青字部分）と同様の扱いとしてお客様会社内で対応しているのであれば、お客様が責任を負うことを前提に、「権限を有する代理人」に記載する「お客様の敷地内」の要件を、「みなし敷地内」として解釈し、リモートアクセス可能とみなす。「みなし敷地内」の解釈が難しい場合で、覚書を要望されるお客様に対しては、覚書にて対応も可能。

シーメンス製品ソフトウェア		NX,TC,SE,Simcenter,Tecnoma等	
使用地域		日本国内	
使用場所		事業所内	事業所外
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○
	②権限を有する代理人	○	△※1
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	×	△※2
	④その他(ゲスト)	×	×

■ シーメンス製品 子会社の使用について(個別対応)



□ ※2：ソフトウェア製品 子会社（国内、海外）使用について（グローバルライセンス）

永久ライセンス、XaaS製品のソフトウェア使用权は日本国内かつ購入会社（お客様）に限定されます。

ただし、シーメンス社の事前承認およびアップリフト料金の支払いにより、国内子会社及び海外子会社（議決権50%超）でのグローバルライセンス使用が可能となります。

1. 子会社定義（国内、海外）

お客様により支配される会社のことを意味します。本定義との関係において「支配」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の50%超を直接又は間接的に所有していることを意味します。

2. 料金

子会社使用時の料金：アップリフト料金＝通常定価×○○○%
アップリフト料金は国内子会社、海外子会社など条件により異なります。
お客様要望をシーメンスに通知し、子会社使用承認後に個別見積りとなります。
※NX X製品の場合はアップリフト料金は不要です。

3. 契約書

UCA契約書へ「権限を有する代理人リスト」の追加が必要です。
上記リストには、対象となるライセンスのInstall番号、使用する子会社、国
対象となるオーダ（オーダフォームNo.）などが記載されます。

シーメンス製品ソフトウェア		NX,TC,SE,Simcenter,Tecnomo等	
使用地域		日本国内	
使用場所		事業所内	事業所外
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○
	②権限を有する代理人	○	△※1
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	×	△※2
	④その他(ゲスト)	×	×

※グローバルライセンス

子会社（国内、海外）が親会社購入のライセンスサーバ（日本国内に設置）にアクセスし、製品を使用する事です。

■ シーメンス製品 使用権(NX X製品)



□ NX X製品使用権

シーメンス製品使用権		SaaS NXX	クラウドサービス Teamcenter Share
提供形態		SaaS製品（サブス）	
使用地域		①日本国内 ②関連会社または全世界使用時※3 ・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規制の遵守	全世界 輸出規制の遵守
使用場所			
使用者 （正規ユーザー）	①従業員	○	お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能
	②権限を有する代理人	○	
	③関連会社従業員 （議決権過半数以上）	※3：お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能	
	④その他ゲスト	×	

※3：NX X製品はグローバルライセンスとなります。
子会社（国内及び海外の関連会社：議決権50%超の会社）が使用する場合
別途、権限を有する代理人リストの提出が必要です。
海外子会社使用の場合はさらに輸出規制の遵守が必要です。
また、XaaS製品と異なりアップリフト料金は不要となります。

UCA抜粋

◇UCA総則 第3.1条 提供物の使用権

・シーメンスは、提供物に含まれる ソフトウェア及びドキュメンテーションの非独占的、譲渡不能な且つサブライセンス不可能な限定的な権利をお客様に付与します。

◇製品ライフサイクル管理補足条項 第1条 定義

- ・「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でPLM ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
- ・「正規ユーザー」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。複数の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。※複数の対象地域：別途グローバルライセンスの契約が必要となります。

□ 輸出規制（日本国以外での使用時の遵守事項）

UCA抜粋

◇ UCA総則 第11.2条 物品及びサービスの確認

- (i) お客様による当該物品及びサービスの使用、移転、配布、契約の仲介、当該物品及びサービスに関するその他の経済資源の提供が輸出規制に抵触していない。
- (ii) 物品及びサービスは、禁止された非民生目的（軍備、核技術、兵器等）のために提供されたものではないこと。
- (iii) 物品及びサービスの受領、使用、移転、配布に関与する全ての直接的及び間接的な関係者が、該当する全ての輸出制裁当事者リストに記載されている団体、個人、及び組織ではないこと。

◇ UCA総則 第11.3条 ソフトウェア及びクラウドサービスの不適切な使用

- お客様は、輸出規制又は各行政機関のライセンス又は許可されている場合を除き、次のことを行うことはできません。
- (i) 包括的制裁措置によって禁止されている地域又は輸出規制のライセンス要件の対象となる地域で、ソフトウェア又はクラウドサービスのダウンロード、インストール、アクセス、使用を行う。
 - (ii) 輸出制裁当事者リストに記載されている（又は記載当事者が所有或いは管理する）法人、個人、組織に対して、ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセスの許可、移転、（再）輸出みなし（再）輸出を行う。
 - (iii) 輸出規制で禁止されている目的でソフトウェア又はクラウドサービスを使用する（軍事、核技術、兵器に関する使用等）。

◇ UCA総則 第11.4条 半導体開発

お客様は、シーメンスの書面による許諾を事前に得ることなく、米国輸出管理規則（15 CFR 744.23）で規定されている基準を満たす中国の半導体製造施設での集積回路の開発又は製造を目的として提供物を使用することはできません。

◇ UCA総則 第11.5条 ロシア又はベラルーシへの（再）輸出の禁止

お客様は、直接的又は間接的に、ロシア連邦又はベラルーシに対して、又はロシア連邦又はベラルーシにおける使用の為に本契約に基づきシーメンスから供給された提供物を輸出又は再輸出しないものとします。

◇ UCA総則 第11.6条 情報

お客様は、シーメンスから要求があった場合に、ユーザー、使用目的、使用場所、又はサービスの最終目的地（マシンウェア、文書、技術の場合）に関する全ての情報を速やかにシーメンスに提供するものとします。

◇ UCA総則 第11.7条 補償

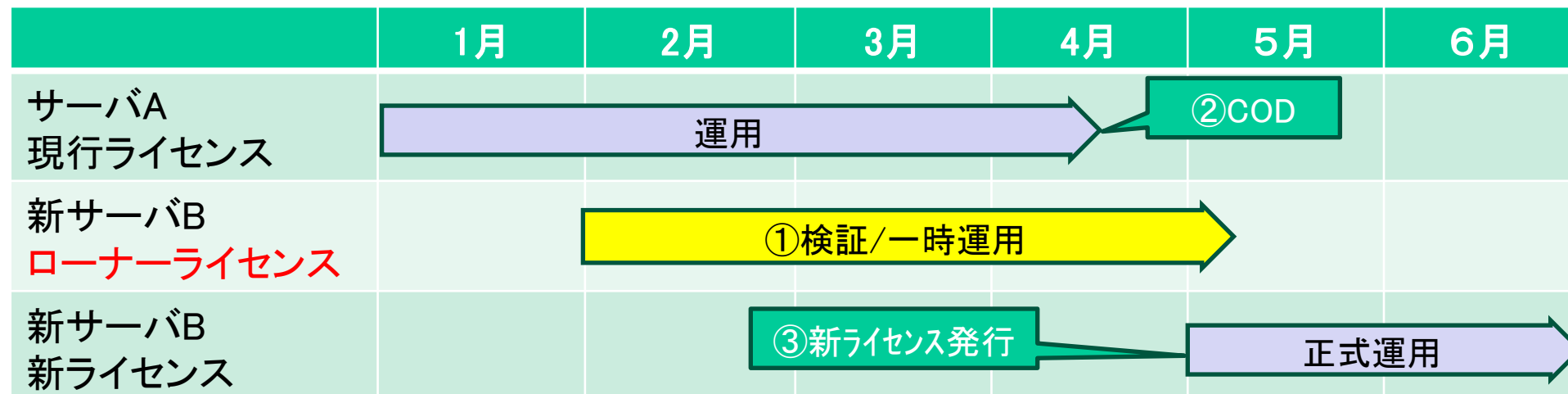
お客様は、パートナー及びそのユーザー、第三者のビジネスパートナーによる輸出規制の違反又は違反の疑いを含む、お客様の本条に関する不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、費用（弁護士費用及び経費を含む）について、シーメンス、その関連会社、下請業者、その代表者を補償し、損害を与えないものとします。お客様は、シーメンスに対してその結果生じた全ての損失及び費用を補償するものとします。

■ (補足)ローナーライセンスとCOD

□ バージョンアップ及びマシン老朽化に伴う 新マシン検証対応

新マシン（ライセンスサーバ）での検証用ライセンスについてはローナーライセンスを取得願います。
 現行ライセンス（旧マシン）と新ライセンス（新マシン）での同期間の使用は使用許諾違反となり
 シーメンス社より厳しいペナルティを課せられる恐れがあります。

- ①検証はローナーライセンスにて実施願います。
- ②検証後、現行ライセンスはCOD（ライセンス削除証明）に署名・破棄頂きます。
- ③新ライセンスが発行されます。ローナーライセンスから新ライセンスへ入替実施願います。



■ (補足) 使用権と製品契約書

シーメンス製品使用権		ソフトウェア NX, TC, SE, Simcenter等		クラウドサービス Teamcenter Share	SaaS NXX
提供形態		XaaS製品 (サブス)			SaaS製品 (サブス)
使用地域		日本国内		全世界 輸出規制の遵守	①日本国内
使用場所		事業所内	事業所外		②関連会社または全世界使用時※3 ・ 権限を有する代理人リスト提出 ・ 輸出規制の遵守
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○	お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能	○
	②権限を有する代理人	○	△※ 1		○
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	×	△※ 2		※3：お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能
	④その他ゲスト	×	×		×

シーメンス製品契約書	ソフトウェア NX,TC,SE,Simcenter等	クラウドサービス Teamcenter Share	SaaS NXX
①注文明細	オーダーフォーム	XaaSもしくはNXXへの付属製品 のためそれぞれの契約に準ずる	オーダーフォーム
②UCA	UCA総則		UCA総則
使用権許諾	UCA総則 3条		UCA総則 3条
1) 使用者定義	製品ライフサイクル管理補足条項 Simcenter補足条項		製品ライフサイクル管理補足条項
2) サポート	一般保守サービス条項		一般保守サービス条項
3) サポートSLA	ソフトウェア固有保守サービス条項		ソフトウェア固有保守サービス条項
4) クラウド利用規定	利用規定（AUP）		利用規定（AUP）
5) データ保護条項	Data Privacy Tearms		Data Privacy Tearms
③グローバル使用（関連会社使用含む）	・シーメンス承認、UPリフト料金 ・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規制の遵守	・標準 ・輸出規制の遵守	・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規定の遵守

□ 製品契約証憑 (XaaS製品、NX X製品)

手続き	証憑		XaaS製品 サブスクリプション		NXX製品 サブスクリプション	永久ライセンス 保守更新	トライアル
			NX,SE,TC Tecnomatix	Simenter	NXX	All	
電子契約	注文 明細	オーダーフォーム	○	○	○	○	○
	UCA	a)エンドユーザライセンス契約 (総則)	○	○	○	○	○
		b①)製品ライフサイクル管理補足条項	○		○	△:製品毎	△:製品毎
		b②)Simcenter補足条項	—	○	—	△:製品毎	△:製品毎
		c)利用規定(AUP)	○	○	○	○	○
		d)DATA PRIVACY TEAMS (データ保護条項)	○	○	○	○	○
		e)一般保守サービス条項ソフトウェア&ハードウェア	○	○	○	○	
		f)ソフトウェア固有の保守サービス条項	○	○	○	○	○
		g)クラウドサポート及びフレームワーク	○	○	○	—	○
		トライアル及びローン補足条項	—	—	—	—	○
メール 送付	補足 事項	サポートサービス仕様書	○	○	○	○	—

□ 契約関連証憑

下記については製品契約（UCA）以外の証憑・手続きが必要となります。

実施事項	証憑・手続き	備考
XaaS、永久ライセンス		
権限を有する代理人の社外利用	(覚書：お客様の要請)	ガイドラインの遵守
グローバルライセンス 子会社使用（国内、海外）	権限を有する代理人リスト	別途追加料金要 輸出規定の遵守
ホスティング利用 AWS, Azure以外	ホスティング利用申請	
海外への一次的な持出し利用	該非判定申請	1ヶ月目途
ライセンス破棄/移設に伴う削除	COD（ライセンス削除証明）	
Vup、マシン入替時のテスト用ライセンス	ローナーライセンス申請	
NXX		
グローバルライセンス 子会社使用（国内、海外）	権限を有する代理人リスト	輸出規定の遵守

■（補足）シーメンス社契約WEB



<https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/>

The image shows a screenshot of the Siemens Digital Industries Software terms and conditions website. The page is titled "Contract Elements" and "Contract Benefits". It lists various terms and conditions, including "Sample Order Form", "Supplemental Terms", "Base Terms", "Maintenance", "Cloud Support & SLA", and "Data Privacy Terms".

Annotations on the page include:

- A green circle around "View Supplemental Terms" with a line pointing to the "Supplemental Terms - Portfolio-specific" table.
- A green circle around "View Base Terms" with a line pointing to the "Base Terms" section.
- A green circle around "View Data Privacy Terms" with a line pointing to the "Data Privacy Terms" section.
- A green circle around "View EULA" with a line pointing to the "EULA" section.

The "Supplemental Terms - Portfolio-specific" table lists various products and services, including:

Supplemental Terms - Portfolio-specific	
AS Automation Software	+
COMOS COMOS	+
MC Motion Control	+
POLAR Polarion	+
PSE or PA Process Automation	+
PLM, PLM-TC, PLM-NX, or PLM-TCO Product Lifecycle Management	+
SERV Professional Services	+
SIM-CDA, SIM-LMS, or SIM-TASS Simcenter	+
SAAS Software as a Service (SaaS)	+
XHQ XHQ	+

Other annotations include:

- A green circle around "View Sample Order Form" with a line pointing to the "Sample Order Form" section.
- A green circle around "View Maintenance Terms" with a line pointing to the "Maintenance" section.
- A green circle around "View Framework" with a line pointing to the "Cloud Support & SLA" section.
- A green circle around "View Data Privacy Terms" with a line pointing to the "Data Privacy Terms" section.
- A green circle around "View EULA" with a line pointing to the "EULA" section.

Additional text annotations include:

- "総則" (General Provisions) pointing to the "Base Terms" section.
- "PLM製品" (PLM Products) pointing to the "PLM, PLM-TC, PLM-NX, or PLM-TCO | Product Lifecycle Management" row.
- "SIMCENTER製品" (SIMCENTER Products) pointing to the "SIM-CDA, SIM-LMS, or SIM-TASS | Simcenter" row.



本資料に記載している各種UCA条項については抜粋となります。
また予告なしに変更される場合があります。
最新の条項についてはシーメンス社WEB掲載のUCAをご確認願います。
<https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/>

弊社はシーメンスデジタルインダストリーズソフトウェアのソリューション・パートナーです。
本資料には、シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェアより提供されたデータ等も含まれています。
Siemens、Siemens のロゴは、Siemens AG の登録商標です。
NX、Solid Edge、Teamcenter、Parasolid、JTおよび Tecnomatix は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. またはその子会社の米国およびその他の国における商標または登録商標です。
SimcenterはSiemens Industry Software NVまたはその子会社の商標です。
その他の商標、登録商標またはサービスマークはそれぞれ各所有者に帰属します。



お客様と共に挑戦するベストITパートナー
それがDIPROです



ITで極めるモノづくり

デジタルプロセス株式会社